

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市立区界高原少年自然の家管理運営規則（昭和50年教育委員会規則第7号）第3条第1項	少年自然の家の使用の許可	区界高原少年自然の家

- 1 標準処理期間は、14日とする。